

プログラム統括等の設置について

「官民研究開発投資拡大プログラム運用指針」（平成 29 年 5 月 25 日官民研究開発投資拡大プログラムガバニングボード）を改訂し、ガバニングボードの検討を補佐するため、ガバニングボードの下にプログラム統括及びプログラム統括代理を置くことができることとする。なお、プログラム統括及びプログラム統括代理は、内閣府政策参与を充てることとする。

（体制図）

